

2020年1月20日 第4回雇用・人づくりWG NPO法人東京シューレ提出資料

小中学生の不登校が増加するなか、その受け皿となるフリースクール等や家庭における学習支援を促進するような環境整備を促進するべきではないか。子どもが「どこで学ぶか」ではなく「何をどう学ぶか」が重要であり、義務教育における学ぶ場を学校に限定している制度の緩和・改革が必要である。フリースクール等においても家庭においても、子どもが主体的に学ぶことが重要であり、一人ひとりの状況に応じた個別最適な物的環境整備に加え、フリースクールのような個別支援ができる人的な環境整備も重要である。

また、学校・教育行政においては、民間との交流や情報交換の壁が長く存在し、フリースクール等や親の会等の情報が、子どもや保護者にほとんど提供されてこなかった。公民の連携を促進し、子どもや保護者を支援できる環境整備が重要である。これらの観点にたつて、下記の課題を提案する。

1. フリースクール等の出席扱い要件の緩和と周知

- ① フリースクールにおける学習を在籍校の出席扱い（学校長の裁量）にすることについては、文科省も2019年10月に通知（不登校児童生徒への支援の在り方について）を出し促進を呼びかけているが、自治体教育委員会によってはフリースクール等（そもそも学習指導要領外）が学習指導要領に準じたカリキュラムを行っているかの観点をガイドラインに持ち込んでいるところがあるため、出席扱いが認められなかったり、制度の活用が抑制されている実態がある。個々の児童生徒の状況に応じた柔軟な対応が積極的に評価されるようにするべきではないか。
- ② 1日も登校できない・しない児童生徒の中には、不登校とは認められないとして出席扱いをも認められないケースが問題になっているが、学校への在籍と同時にフリースクール等で学ぶ場合も出席扱いの対象とすべきである。
- ③ また、フリースクールは在籍校から出席報告を求められるためフリースクールの事務労力や費用負担を学校ないし教育委員会が負担できるようにするべきではないか。

2. 学校設置のための緩和

- ① 不登校特例校の場合の教育課程の緩和
不登校児童生徒を対象とする不登校特例校は特別な教育課程の編成が認められているが、申請審査の運用において「削減」した内容を別に「補う」ことが求められ、大変やりにくくなっている。不登校の児童生徒に適した柔軟なカリキュラムの編成をやすくするべきではないか。
- ② 不登校特例校の学校設置基準の緩和
一人ひとりの状況に適切に応じることができる不登校特定校の場合は、教職員数、

校地校舎設備の基準等を緩和し、小規模コンパクトな学校が成立しやすくするべきではないか。また、自治体によっては、自己保有財産の基準を経常経費の半年分→1年分→修業年限分とハードルを高めているところがあり、普通教育機会確保法第10条で設置促進が謳われたことにそって設置基準を緩和するべきではないか。

③ NPO法人立学校の促進

経営が成り立つように、私学助成金の対象の適用などを行うべきではないか。

3. フリースクール等と学校の二重籍問題の解消と教育選択の促進

- ① 個別最適化された教育の実現のために、学校教育に代わる選択肢の一つとして、フリースクール等で学ぶことを義務教育として認めたり、保護者の就学義務のみなしとして認めるべきではないか。
- ② 不登校やフリースクール等での学びが、高校入試などにおいて不利益とならないようリスクを軽減する改革が必要ではないか。

4. フリースクール等に対する公費支援

ほぼ全てのフリースクールは、公費による支援がなく家庭からの学費のみで運営されている。保護者は税金で地域の義務教育学校を支え、別途我が子には普通教育の負担をする二重負担の状況に苦しんでいる。フリースクールを公費で応援する仕組みがあるべきではないか。

- ① フリースクールへ通う場合の学費補助、通学費・教材費・合宿旅行など体験学習等の費用への補助など、家庭への経済支援を促進する。例えばフリースクールを通して保護者が自治体へ申請し、フリースクールが代理受領するなどの方法も行えるようになるとうい。
- ② フリースクール等教育機関への支援として、スタッフ人件費補助、家賃補助、教育備品設備の購入補助などの財政支援を行うことが必要である。
- ③ PC・タブレット端末の一人1台支給の時代にあたり、児童生徒や保護者の希望によっては、フリースクールを通して支給できるようにするなど、フリースクールで共通の機器、共通の教材を使って学べる環境整備が望まれる。

以上